広報むさしの

平成18年度 情報公開制度・個人情報保護制度のしくみと運用状況を紹介します

⇨相談・情報センター☎内線2214・情報推進室☎内線2141

市政情報をご活用ください

情報公開制度のしくみと運用状況

市が収集・作成したさまざまな情報はみなさんの共有財産です。そして、みなさんに市政に参加していただくあるいは市政を監視していただくためには、こうした情報が広く公開されることが必要です。市では、こうした観点から、より開かれた市政運営の実現に向け、情報公開制度の的確な運用を図っています。ここでは、市の情報公開制度のしくみと平成18年度の運用状況をお知らせします。

■利用できるのは…

当市の情報公開制度は、市民であるかどうかを問わず、すべての人（法人を含む）にご利用いただけます。平成18年度は表①に示した方から、情報公開請求がありました。

■公開の対象となる情報は…

教育委員会や市議会を含む三鷹市のすべての組織で作成・受領した情報が、公開の対象となります。平成18年度の請求件数とその処理状況は、表②のとおりです。

■公開できない情報は…

みなさんの収入や資産などのプライバシーに関することや企業の営業の秘密は、公開しません。また、市が事業を行うための交渉の方針など、公開することで公正・適正な市政運営が妨げられる情報も、公開しないこととしています。平成18年度の非公開件数とその理由は、表③のとおりです。

なお、みなさんのプライバシーなどの個人情報は、ご本人に対しても情報公開制度での公開はできません。ご自分の個人情報を確認したい場合は、個人情報保護制度の開示請求をご利用ください。

■非公開決定の場合の救済制度は…

情報が公開されなかったことに不満のある場合は、市に不服申し立てをすることができます。この申し立てについて、市が情報公開審査会に諮問をすると、審査会では、非公開の決定が適切であったかどうかを審査します。平成18年度は、「建築計画概要書の写し」の非公開決定についての審査を行いました（10回の会議を開催）。

キーワード 情報公開審査会

情報公開制度の適正な運用を図るために設置。大学教授や弁護士などの5人の委員で構成されている。

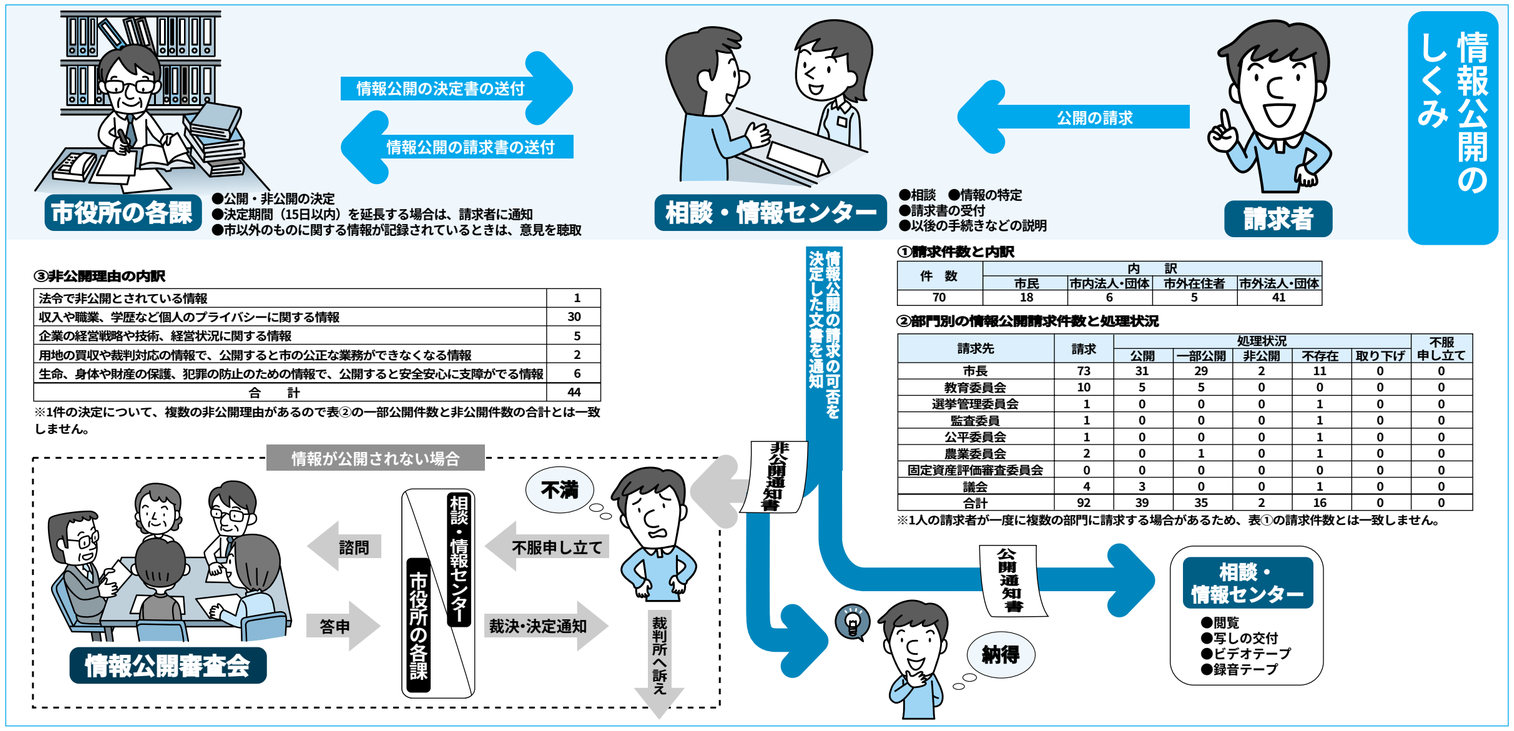

①請求件数と内訳

件数	内訳			
	市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体
70	18	6	5	41

②部門別の情報公開請求件数と処理状況

請求先	請求	処理状況					不服申し立て
		公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	
市長	73	31	29	2	11	0	0
教育委員会	10	5	5	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	0	0	0	1	0	0
監査委員	1	0	0	0	1	0	0
公平委員会	1	0	0	0	1	0	0
農業委員会	2	0	1	0	1	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	4	3	0	0	1	0	0
合計	92	39	35	2	16	0	0

※1人の請求者が一度に複数の部門に請求する場合があるため、表①の請求件数とは一致しません。

③非公開理由の内訳

法令で非公開とされている情報	1
収入や職業、学歴など個人のプライバシーに関する情報	30
企業の経営戦略や技術、経営状況に関する情報	5
用地の買収や裁判対応の情報で、公開すると市の公正な業務ができなくなる情報	2
生命、身体や財産の保護、犯罪の防止のための情報で、公開すると安全安心に支障がでる情報	6
合　計	44

※1件の決定について、複数の非公開理由があるので表②の一部公開件数と非公開件数の合計とは一致しません。

情報公開・個人情報開示の総合窓口

相談・情報センターをご利用ください

■請求の方法は…

情報公開請求と個人情報の開示請求は、相談・情報センター（市役所2階）へお越しいただき、所定の申請書に必要事項の記入をお願いします。

求める情報がどこの課で保管されているかわからない、あるいは求める情報が記載されている文書を特定することができないなどという場合には、お気軽に窓口でご相談ください。

■公開・開示の方法は…

請求から2週間以内に公開・開示するかどうかをお知らせします。公開・開示は文書の原本をご覧いただきます。原本をお見せできないときは、写しをご覧いただきます。

公開・開示には費用はかかりませんが、コピーが必要なときや郵送を希望するときは、それぞれ実費を負担していただきます。

みなさんのプライバシーを守るために

個人情報保護制度のしくみと運用状況

市では住所や電話番号、収入や資産など、みなさんのプライバシーに関する情報を非常に多く保有しています。こうした個人情報を保護するため、市では、収集する個人情報の内容やその利用・管理の方法についてのルール、さらには、ご自分の情報がどのように保有されているかを確認するルールを定めています。ここでは、こうした個人情報保護制度のしくみと平成18年度の運用状況をお知らせします。

■市はどのような個人情報を保有しているのか…（図Ⅰ）

市役所の各部署が、新規事業のスタートなどによって新たにみなさんの個人情報を収集する場合には、どのような個人情報を、どのような目的で、いつから、どのような形態で、どこの課で管理するのかを記載した「個人情報保管等届出書」を作成し、市長のもとに集約しています。そのため、市がどのような個人情報を管理しているかは、この届出書をご覧いただくとわかるしくみとなっています。平成18年度に新たに作成した届出書は、表④のとおりです。

■個人情報を他の部署や国・東京都が利用することは…（図Ⅱ）

市が保有する個人情報は、たとえ市役所内部の課同士であっても、収集したときの目的を超えて利用すること（目的外利用）は禁止されています。また、国や東京都などの外部の組織に提供すること（外部提供）も禁止されています。

しかし、例外として、法令に基づく場合や個人情報保護委員会の承認を得た場合などには、目的外利用や外部提供を行う場合があります。例えば、みなさんの便宜のために申請書に添付する証明書を省略して、代わりに他の課で保管している台帳を利用する場合や、国や東京都が行う福祉事業に協力するため、個人情報を提供する場合などです。平成18年度の目的外利用と外部提供の状況は、表⑤のとおりです。

キーワード 個人情報保護委員会

個人情報保護制度の十分な監視が果たされるよう、個人情報の取り扱いについて審議を行う委員会。公募委員を含む市民5人、弁護士などの学識経験者1人、市議会議員5人で構成されている。

■自分の個人情報がどのように管理されているのかを知るには…（図Ⅲ）

みなさんが、ご自身の個人情報がどのように管理されているのかを知りたい場合には、個人情報の開示請求を行うことができます。もし、開示された個人情報に誤りがあった場合は、訂正や削除の請求ができます。また、目的外利用を止めさせたい場合には、利用中止の請求を行うことができます。平成18年度の開示請求の状況は、表⑥のとおりです。個人情報の訂正、削除、中止請求はありませんでした。

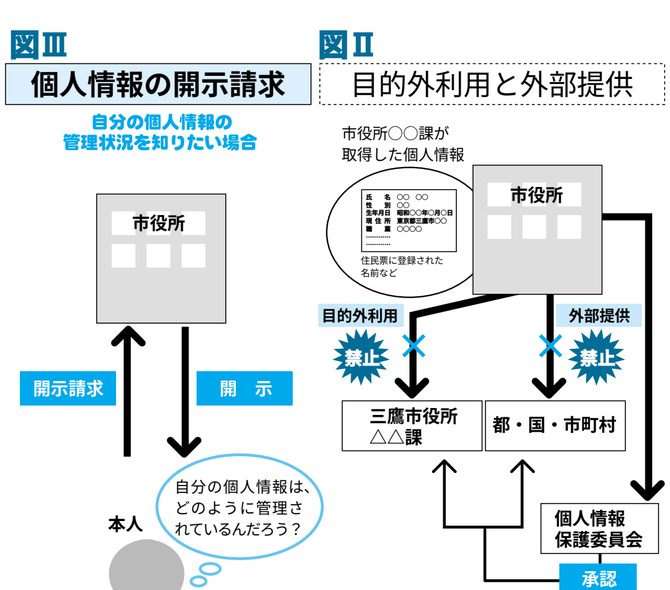

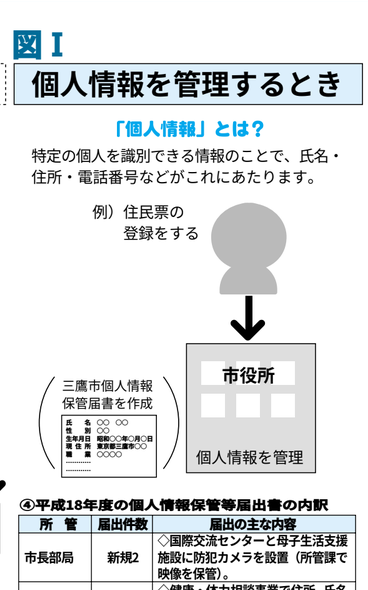

④平成18年度の個人情報保管等届出書の内訳

所管	届出件数	届出の主な内容
市長部局	新規2	◇国際交流センターと母子生活支援施設に防犯カメラを設置（所管課で映像を保管）。
教育委員会	新規5	◇健康・体力相談事業で住所、氏名、身長、体重、体力測定結果を記録。 ◇小・中学校に防犯カメラを設置（所管課で映像を保管）。 ◇体育施設使用料の口座振替のために氏名、口座番号を記録。
	変更8	◇生涯学習システム導入によって、文書で保管していた体育施設の使用申請書をコンピューターで記録。

⑤目的外利用と外部提供の状況

理由	目的外利用	外部提供
法令に基づくもの	32	42
緊急でやむを得ないもの	0	0
本人の同意を得たもの	9	3
個人情報保護委員会の承認を得ているもの	70	41

⑥開示請求の状況

請求	処理状況				不服申し立て
	開示	一部開示	非開示	不存在	
58	35	3	0	20	0

厳しい制限を設け適正に管理しています

コンピューターによる個人情報処理の状況

今日、市の業務の効率的な運営にコンピューターは欠かせないものとなっています。しかしその一方で、コンピューターで扱う情報が漏出したり不適切に利用されると、みなさんのプライバシーを侵害することとなります。

そのため、市では「三鷹市個人情報保護条例」の中でコンピューター処理による個人情報の取り扱いについて、特に厳しい制限を設けて運用を行っています。

また、情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得するとともに「三鷹市情報セキュリティ基本方針」などの規程を設け、適正な運用を図っています。

今後も、運用状況を定期的にチェックし、情報セキュリティ対策の継続的な改善に取り組んでいきます。

なお、平成19年6月現在で、市がコンピューターによって個人情報を処理している主な業務とそこに記録されている項目は表⑦、平成18年6月以降に新たに加わった記録項目は表⑧のとおりです。

⑦コンピューター処理の主な業務と記録項目

業務名	主な記録項目
住民記録	住所、氏名、生年月日
印鑑登録	印影、登録番号
戸籍及び戸籍の附票	氏名、本籍、生年月日
軽自動車税	定置場、標識番号
個人住民税	総所得、年税額
固定資産税（土地・家屋）・都市計画税	評価額、所在地番
収納管理	年税額、収入金額
口座振替	口座番号、通知書番号
老人医療	保険種別、被保険者氏名
外国籍市民記録	住所、氏名、生年月日、国籍
生活保護	世帯員氏名、生活扶助金額
児童手当	申請日、支払額
国民年金	資格種別区分、収納保険料額
国民健康保険	被保険者記号番号、決定税額
水道	使用水量、水道料金
図書館	氏名、登録番号
選挙	氏名、投票区
介護保険	氏名、資格取得
飼い犬登録	登録年度、飼い主氏名、犬名
健康	氏名、受診年月日
就学援助	児童・生徒氏名、在籍学校
職員情報	職員氏名、所属
ファミリー・サポート	会員氏名、会員種別
母子・女性福祉資金	貸付区分、氏名、貸付金額
障がい者福祉	氏名、障がい名、手帳管理
小学校児童・中学校生徒管理	児童・生徒氏名、住所
雨水浸透ます	設置住所、所有者名
個人債権者登録	氏名、金融機関名
延長保育等利用料	児童氏名、利用施設名称
消費者相談	相談種別、相談者氏名、相談内容
安全安心情報登録メール	メールアドレス、所属区分

⑧平成18年6月以降に追加された記録項目

健康体力づくり相談業務	氏名（漢字、フリガナ）、住所、年齢、生年月日、電話番号、性別、血液型、既往歴、身体組成判定（身長、体重、胴回、体脂肪率）、体力判定（全身持久力、筋持久力、柔軟性）
生涯学習情報	登録番号、暗証番号、団体名称（漢字、フリガナ）、申請者氏名（漢字、フリガナ）、個人／団体区分、利用者種別、団体人数、代表者氏名（漢字、フリガナ）、性別、生年月日、住所（方書）、電話（ファクシミリ）番号、メールアドレス、勤務先/学校名称、勤務先/学校住所（方書）、連絡者氏名（漢字、フリガナ）、住所（方書）、電話（ファクシミリ）番号、メールアドレス、口座名義人氏名（漢字、フリガナ）名義人住所（方書）、金融機関コード、支店コード、口座種別コード、口座番号、引落開始日付、引落停止日付